

平成 28 年 9 月 20 日

行政改革推進懇話会 参考 2

行政改革実施計画の 5 年間の取組について

平成 19 年 10 月から平成 24 年 3 月まで

平成 24 年 9 月

芦 屋 市

芦屋市民憲章

- ◆ わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

本市では、危機的な財政状況を克服するため、平成15年10月に行政改革実施計画を策定し、市民・議会・職員の協力のもとに、徹底した内部努力、施策・行政水準の見直し、民間活力の導入、財源の確保を基本方針に行政改革に取り組み、ようやく財政再建の目途が立てられるようになってきました。

しかしながら、平成15年度から始まった「三位一体の改革」による補助金の削減や、平成19年度からの住民税税率改正に伴う個人住民税の大幅な減少、また、阪神・淡路大震災復旧・復興事業による公債費負担は依然として大きく、引き続き行政改革に取り組む必要があります。

このため、平成19年10月に「市民の参画・協働の促進」、「新たな公共サービスの創造」、「行政サービスの再構築」、「行政経営システムの改革」、「新たな公務員像の構築」、「新たな組織・給与制度の構築」の6つを基本方針とした62項目に及ぶ新たな行政改革実施計画を定め、実現に向けて取り組んできました。

以下、この5年間の行政改革の取組状況について、ご報告します。

この間の全体の行革効果目標額40億6,898万円に対し、実績額は48億3,967万9千円であり、7億7,069万9千円の目標額を上回る効果がありました。

行政改革実施計画の62項目（小項目として72項目）のうち、主な項目は以下のとおりです。

① 特に効果のあった項目

1.8 未納・滞納者への民間事業者等による電話催告の導入

収税課、住宅課及び保険医療助成課の徴収業務について委託、派遣、臨職による電話催告を実施した結果、5,481万8千円の効果額がありました。特に、件数の多い少額の未納・滞納について効果がありました。

1.9 インターネット公売の実施

収税課と用地管財課でインターネット公売及びオークションを実施した結果、1,351万1千円の効果額がありました。また、ホームページ等での広報や新聞報道によって市民のかたに公売の情報が周知され、滞納に対する抑止効果もありました。

3.1 財政指標目標値の設定

平成22年度末で一般会計の市債残高を690億円台にする目標に対し、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用や借換えの抑制等を行った結果、平成22年度末の一般会計市債残高は679億円となり目標を超える効果額がありました。なお、平成23年度末での市債残高は636億円であり、更に減少しております。

② 計画どおりの効果があった項目

5 市立芦屋病院の経営の改善

平成21年度から運営形態を地方公営企業法の全部適用とし、「市立芦屋病院改革プラン」に基づき経営改善に取り組み、一定の成果がありました。

8 指定管理者制度の導入

和風園で指定管理者制度を導入しました。

9 効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

霊園、市民センターにおいて未実施ではありましたが、あしや市民活動センター、美術博物館で計画どおり指定管理者制度を導入し、また、公営住宅での導入を決定しました。

1.4 駐車利用職員から使用料を徴収

平成20年4月から市施設の敷地に通勤で駐車する職員から使用料を徴収し、2,095万7千円の効果額がありました。

1 5 広告収入の増収対策

広報紙やホームページ，市発行の冊子等に企業広告を掲載し，目標を上回る2，634万1千円の効果額がありました。

3 2 包括的予算配分システムの定着

部長単位での予算の枠配分を実施し，各部で柔軟で自主的な事務事業の取捨選択が行われるようになりました。

4 6 予算執行での節減

決算時点で，単なる使い残しによる減額に止まっているものもありますが，長期契約の実施や複数課をまとめて発注するなどの契約発注方法の見直し，事務の見直し，予算執行段階での経費の節減意識が定着したことなどにより，目標額2億5，000万円に対し，実績額は5億9，427万6千円となり倍以上の効果額がありました。

6 0 給与水準の抑制

給与や管理職手当等の削減を実施した結果，1億5，098万9千円の効果額がありました。今後は，次期行革項目に引き継ぎ，時限的な措置ではなく，制度自体の改革に取り組みます。

6 2 特別職等の給与等減額

市長・副市長・教育長の給与と退職手当の減額改定を行い，目標を上回る4，240万3千円の効果額がありました。

③ 計画どおりの効果が上がらなかった項目

1 3 処分可能な土地の売却，貸付

計画のうち、市立芦屋高校跡地が土砂災害特別警戒区域に指定されたことにより売却が遅れたため、目標額に届きませんでした。次期行革項目に引き継ぎ、売却を進めます。

2 4 クレジットカード決済等の多様な納付手段の導入

コンビニ収納は、費用対効果から導入できませんでしたが、次期行革項目に引継ぎ、住民情報システムの入替えに合わせて導入します。併せてマルチペイメントについても導入を検討します。

3 5 政策立案実行型プロジェクトチームの設置

施策・立案・実行まで行うプロジェクトチームは企画から実施までに至ることで実現していません。次期行革項目に引き継いで、トップダウン方式とボトムアップ方式のプロジェクトチーム設置を検討します。

3 7 部長職のマネジメント強化

部への枠配分予算は実施できましたが、人事権まで委任するのは望ましくないとの意見から、部内の人事配置については実施できませんでした。

5 0 人事評価の導入

課長級以上の職員を対象に人事評価制度を実施しました。今後現行制度の課題を抽出し、全職員への導入を次期行革に引き継ぎます。

5 6 職員数の削減

平成19年4月1日現在で普通会計職員数703人のところ、平成24年4月1日現在では670人となり、目標である604人には届かず、人数的には計画を達成することはできませんでしたが、効果額としては26億7,364万7千円で計画以上の削減

となりました。適正な人員配置となるよう、引き続き次期行革で検討していきます。

④ 検討の結果、実施しなかった項目

1 0 市場化テスト導入の検討

本市にとっては業務委託をはじめ民間活力の導入が進んできている状況から、市場化テストにより民間委託を導入するメリットは少ないため実施しませんでした。

2 6 市庁舎等へのE S C O導入の検討

E S C O事業は規模と利用形態で導入に制約がありますが、今後の新築や大規模改修の際には導入を視野に入れていきます。

2 7 可燃ごみの有料化の検討

有料化の目的である、ごみの減量が進んでいるところから、現在のところ、有料化は難しいですが、近隣他市に有料化の動きがあれば、越境ごみの問題もありますので検討が必要と考えます。

この5年間、さまざまな取組をいたしました結果、財政面では危機的な状況を脱し、公債費負担も徐々に少なくなってきております。しかしながら、依然として多額の市債残高を抱え、歳入についても景気の低迷や少子高齢化等の影響から、大幅な増加が見込めない状況にあります。

また、J R 芦屋駅南地区の整備事業や市営住宅の建替えなど取り組むべき課題も多く、平成24年度からの行政改革実施計画に引き継いで、より一層、効率的で透明性の高い行財政システムを構築し、公共サービスの質の向上に努めるなど、課題の解決に向けていきます。

※「達成度」欄の集計

S	計画以上	3件
A	計画どおり	20件
B	ほぼ計画どおり	23件
C	実施したが効果が低い	9件
D	一部実施又は実施したが効果が見られない	8件
E	検討後実施見送り	6件
F	検討中又は未実施	3件
合計		72件

行政改革実施計画実績総括表〔H19―H23〕

(単位：千円)

大項目	中項目	項目数	H19年度			H20年度			H21年度			H22年度			H23年度			H19―H23年度 合計		
			計画(A)	実績(B)	差引(B)-(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)-(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)-(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)-(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)-(A)	計画	実績	差引(B)-(A)
I	市民の参画・協働の促進	4																		
	1 市民活動支援の推進	2																		
	2 男女共同参画の推進	2																		
II	新たな公共サービスの創造	7				61,678	61,678		61,678	61,678		59,678	59,678		59,678	59,678		242,712	242,712	
	3 公共サービスの運営のあり方の検討	3																		
	4 民間活力の導入	2				61,678	61,678		61,678	61,678		59,678	59,678		59,678	59,678		242,712	242,712	
	5 市場化テスト導入の検討	1																		
	6 官学共同の取組	1																		
III	行政サービスの再構築	18	1,106,660	170,987	△ 935,673	485,800	160,587	△ 325,213	39,400	227,888	188,488	39,400	94,524	55,124	9,400	326,657	317,257	1,680,660	980,643	△ 700,017
	7 歳入の確保	5	1,106,660	163,854	△ 942,806	485,800	105,331	△ 380,469	39,400	165,867	126,467	39,400	40,738	1,338	9,400	278,606	269,206	1,680,660	754,396	△ 926,264
	8 市税・使用料等の滞納・未収対策	3		7,133	7,133		17,201	17,201		15,556	15,556		18,465	18,465		9,974	9,974		68,329	68,329
	9 行政サービスの見直し	6					38,055	38,055		45,037	45,037		34,005	34,005		36,694	36,694		153,791	153,791
	10 環境負荷の低減	3																		
	11 受益と負担の適正化	1								1,428	1,428		1,316	1,316		1,383	1,383		4,127	4,127
IV	行政経営システムの改革	19	50,910	204,404	153,494	51,220	104,170	52,950	51,220	59,219	7,999	51,220	160,257	109,037	51,220	72,016	20,796	255,790	600,066	344,276
	12 財政運営・調整機能の強化	4																		
	13 企画調整・政策立案機能の強化	2																		
	14 庁内マネジメントの見直し	2																		
	15 公営企業の経営健全化	1																		
	16 都市経営の観点からの取組	1																		
	17 わかりやすい広報と親切・丁寧・迅速な広聴システム	4																		
	18 仕事のやり方の改善	4	50,910	204,404	153,494	51,220	104,170	52,950	51,220	59,219	7,999	51,220	160,257	109,037	51,220	72,016	20,796	255,790	600,066	344,276
	19 社会資本の計画保全	1																		
V	新たな公務員像の構築	7																		
	20 人材育成	2																		
	21 人事管理制度の見直し	3																		
	22 職員の意識改革、組織の活性化	2																		
VI	新たな組織・給与制度の構築	7	192,170	196,535	4,365	296,680	381,762	85,082	447,780	607,503	159,723	560,300	824,142	263,842	635,800	1,006,316	370,716	2,132,530	3,016,258	883,728
	23 職員定数の削減	1	143,000	144,129	1,129	265,000	334,268	69,268	417,000	530,250	113,250	557,000	751,000	194,000	618,000	914,000	296,000	2,000,000	2,673,647	673,647
	24 職員配置の見直し	2																		
	25 給与制度の見直し	3	31,590	34,824	3,234	30,650	45,933	15,283	29,750	75,758	46,008		69,396	69,396		74,297	74,297	91,990	300,208	208,218
	26 特別職等の給与等減額	1	17,580	17,582	2	1,030	1,561	531	1,030	1,495	465	3,300	3,746	446	17,600	18,019	419	40,540	42,403	1,863
	合計	62	1,349,740	571,926	△ 777,814	833,700	708,197	△ 125,503	538,400	956,288	417,888	650,920	1,138,601	487,681	696,220	1,464,667	768,447	4,068,980	4,839,679	770,699

行政改革実施計画実績総括表〔H23年度〕

(単位：千円)

大項目／中項目	項目数	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (B)-(A)
I 市民の参画・協働の促進	4			
1 市民活動支援の推進	2			
2 男女共同参画の推進	2			
II 新たな公共サービスの創造	7		59,678	59,678
3 公共サービスの運営のあり方の検討	3			
4 民間活力の導入	2		59,678	59,678
5 市場化テスト導入の検討	1			
6 官学共同の取組	1			
III 行政サービスの再構築	18	9,400	326,657	317,257
7 歳入の確保	5	9,400	278,606	269,206
8 市税・使用料等の滞納・未収対策	3		9,974	9,974
9 行政サービスの見直し	6		36,694	36,694
10 環境負荷の低減	3			
11 受益と負担の適正化	1		1,383	1,383
IV 行政経営システムの改革	19	51,220	72,016	20,796
12 財政運営・調整機能の強化	4			
13 企画調整・政策立案機能の強化	2			
14 庁内マネジメントの見直し	2			
15 公営企業の経営健全化	1			
16 都市経営の観点からの取組	1			
17 わかりやすい広報と親切・丁寧・迅速な広聴システム	4			
18 仕事のやり方の改善	4	51,220	72,016	20,796
19 社会資本の計画保全	1			
V 新たな公務員像の構築	7			
20 人材育成	2			
21 人事管理制度の見直し	3			
22 職員の意識改革, 組織の活性化	2			
VI 新たな組織・給与制度の構築	7	635,600	1,006,316	370,716
23 職員定数の削減	1	618,000	914,000	296,000
24 職員配置の見直し	2			
25 給与制度の見直し	3		74,297	74,297
26 特別職等の給与等減額	1	17,600	18,019	419
合 計	62	696,220	1,464,667	768,447

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

I 市民の参画・協働の促進

1 市民活動支援の推進

市民参画及び協働推進の仕組みづくり

所 管 課 市民参画課 関係部署

取 組 の 説 明 ◇市民参画及び協働の推進に関する条例に基づき、審議会等・市民提案の活用、ワークショップの開催、パブリックコメント等の活用を図る。

【実 施 状 況 等】

		計	画	実	績	達	成	度
1	19年度	◆ 芦屋市市民参画協働推進会議を設置し、芦屋市市民参画協働推進計画をH20年2月に策定した。 また、H19年9月広報に審議会等の開催予定、パブリックコメントの実施予定など市民参画の手続についての公表を行った。		◎	-			A
	20年度	◆ 【条例に基づく市民参画手続の実施状況（件数）】 ○審議会等15件 ○市民提案の活用0件 ○ワークショップの開催7件 ○パブリックコメント等の活用7件 ○市長が適当と認める方法（アンケート、タウンミーティングなど）12件		◎	◎			
	21年度	◆ 『芦屋市市民参画協働推進計画』に基づき、市の事業への参画協働を促すために市提案型事業の実施について検討した。 ◆ 【条例に基づく市民参画手続の実施状況（件数）】○審議会等6件 ○パブリックコメントの活用3件 ○市長が適当と認める方法（アンケート、タウンミーティングなど）3件		◎	◎			
	22年度	◆ 条例に基づく市民参画手続を実施した。 【実施件数】○審議会等の活用7件 ○ワークショップの開催1件 ○パブリックコメントの活用4件 ○市長が適当と認める方法（アンケート、タウンミーティング等）4件 ◆ 『芦屋市市民参画協働推進計画』に基づき、市の事業への参画協働を呼びかける市民参画協働事業の推進に取り組むため、『芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱』及び『芦屋市提案型市民参画協働事業選考委員会設置要綱』を制定した。 ◆ 推進本部会議で決定した事業の担当課に参画協働事業を説明し、担当課からH23年度概算予算（業務委託費）を計上した。		◎	◎			
	23年度	◆ 条例に基づく市民参画手続を実施した。【実施件数】審議会等の活用11件、ワークショップの開催1件、パブリックコメントの活用9件、市長が適当と認める方法5件 ◆ 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱に基づき、2件の事業を行った。		◎	◎			
	総括コメント	◆ 計画等でパブリックコメント、審議会など市民参画の手続が必要なものは実施した。 ◆ 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱に基づき、2件の市民と市の協働事業を行い、内容は充実したものであった。		5年間合計				

新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等 ◆ 仕組みづくりは一定進んだことから、項目を改める。【新行革項目】実施計画39：地域課題の解決仕組みづくりの検討

あしや市民活動センターの開設

所 管 課 市民参画課

取 組 の 説 明 ◇H19年4月あしや市民活動センターを開設、H19年10月からセンター運営をNPO等に委託し、市民参画及び協働を促進する。

【実 施 状 況 等】

		計	画	実	績	達	成	度
2	19年度	◆ あしや市民活動センターをH19年4月26日に開設、10月から運営をNPOに業務委託した。		開設	開設			A
	20年度	◆ あしや市民活動センターの年間利用者数は前年度比1.5倍以上に増え、NPO等の相談も年間220件以上の実績がある。 NPOを育成し、参画協働を推進するため、ティータイム交流会やあしや市民フェスタ事業を行い、NPO活動発表の機会と交流の場を作った。		◎	◎			
	21年度	◆ 中間支援としてNPO法人の設立の相談をするとともに、ティータイム交流会、あしや市民フェスタ開催などにより、NPO活動への市民参加の機会・交流を増やした。（あしや市民活動センターの活動状況：利用者5,391人、1,402団体 ○ティータイム交流会：6回、参加者延べ198人 ○セミナー：2回 参加者延べ42人 ○あしや市民フェスタ（11月6日～7日）：参加者延べ2,164人）		◎	◎			
	22年度	◆ （特活）あしやNPOセンターを指定管理者として選定（H22～H26）し、中間支援として市民の参画協働の推進を目的としたNPO専門相談等やティータイム交流会（5回）・セミナー（2回）の実施や第3回あしや市民フェスタの開催により、市民の交流を図った。 ◆ 第1回市内中間支援団体交流事業により、交流とネットワーク作りのきっかけを作った。		◎	◎			
	23年度	◆ 中間支援として、市民の参画協働の推進を目的としたNPO専門相談等やティータイム交流会（4回）、市民活動セミナーの開催（5回）、第4回あしや市民フェスタの開催により、市民の交流を図った。		◎	◎			
総括コメント	◆ 地域課題の解決やNPOの設立を促進するため、あしや市民活動センターを設置した。年々利用者は増えているが、新しい事業を実施する場合は周知が必要である。 ◆ 今後は、NPOの一般専門相談の広報を行い、活動を促進すること、市内中間支援団体の交流とネットワーク作りを進めて参画協働を推進することが課題である。 ◆ また、NPO、自治会、ボランティア活動を担う人材育成を図る視点も必要である。		5年間合計					

新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等 ◆ 市民活動センターを開設したところから、次期項目には引き継がない。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 (単位 : 千円)

2 男女共同参画の推進

男女共同参画条例の制定

所 管 課 市民参画課(男女共同参画推進担当)

取 組 の 説 明 ◇H20年度に男女共同参画条例を制定する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
3	19年度	◆ H20年度条例制定を目指し、先進市の情報収集に努めた。	検討	-				A
	20年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。	制定	制定				
	21年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。	◎	制定済み				
	22年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。		制定済み				
	23年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。		制定済み				
	総括コメント	◆ 計画どおり、H20年度に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。今後は、児童・生徒を含め、市民へ条例の周知を図る。	5年間合計					

新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等
 ◆ 計画どおり制定したので終了する。

審議会等への女性登用の推進

所 管 課 市民参画課(男女共同参画推進担当) 関係部署

取 組 の 説 明 ◇H23年度に女性登用率40%にする。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
4	19年度	◆ H20年2月に各課に審議会への女性委員の登用について通知した。また、各課に各委員の任期更新前に女性委員の登用を行うよう連絡した。 ◆ H20年4月現在、女性登用率32.9%	◎	-				B
	20年度	◆ H20年4月、H21年2月に登用率を調査した。H20年11月に附属機関等への女性委員の積極的登用の依頼通知をした。 ◆ H21年4月1日現在、女性登用率36.2% 附属機関等58のうち、40%以上のもの28機関等、40%以下のもの30機関等	◎	◎				
	21年度	◆ H21年4月、H22年2月に登用率を調査した。21年12月に附属機関等へ女性委員の積極的登用の依頼通知をした。 ◆ H22年4月1日現在、女性登用率36.1% 附属機関等59のうち、40%以上のもの31機関等、40%未満のもの28機関等	◎	◎				
	22年度	◆ H22年4月、H23年2月に登用率を調査した。H22年4月、H23年1月に全庁へ附属機関等への女性委員の積極的登用の依頼通知をした。また、委員任期を迎える附属機関等の所管課長に対し重ねて女性委員の登用を依頼した。 ◆ H23年4月1日現在、女性登用率34.3% 附属機関等63のうち、40%以上のもの33機関等、40%未満のもの30機関等	◎	◎				
	23年度	◆ H23年4月1日現在、女性登用率34.3%。附属機関等63のうち、40%以上33機関等、40%未満30機関等 ◆ H24年2月1日現在、女性登用率34.9%。附属機関等66のうち、40%以上34機関等、40%未満32機関等	◎	◎				
	総括コメント	◆ 女性登用率がH18年度末31.6%からH23年度末34.9%と増加した。実績結果としては目標に達することはできなかったが、この間、全庁に重ねて通知を行うことにより女性委員選任の意義について周知を図るなど一定の効果はあった。	5年間合計					

新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等
 ◆ 計画は未達成であるが、一定の水準に達したため終了、引き続き各種審議会等の委員選任には女性登用率を高めるよう努力する。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い

D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

Ⅱ 新たな公共サービスの創造

3 公共サービスの運営のあり方の検討

市立芦屋病院の経営の改善

所 管 課 芦屋病院

取組の説明 ◇運営形態を地方独立行政法人化から地方公営企業法の全部適用とすることとし、H21年3月市議会において関係条例の議決を得た。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
5	19年度	◆地方独立行政法人化に向けた移行スケジュールを策定し、各所管と協議した。 ◆市立芦屋病院の将来構想検討委員会を設置し、診療機能及び療養環境（病棟建替含む。）について検討した。	準備	—				B
	20年度	◆運営形態を地方独立行政法人化から地方公営企業法の全部適用とすることとし、3月市議会において関係条例の議決を得た。	準備	変更実施				
	21年度	◆『市立芦屋病院改革プラン』に基づき経営改善の取組を進めた。	実施	実施済み				
	22年度	◆『市立芦屋病院改革プラン』の実施状況を踏まえ策定した『市立芦屋病院改革プラン(第2版)』に基づき経営改善の取組を進めた。	—	実施済み				
	23年度	◆『市立芦屋病院改革プラン』の実施状況を踏まえ、H22年7月に見直した『市立芦屋病院改革プラン(第2版)』を12月に実績等を一部改定、改革プランに基づき経営改善の取組を進めた。	—	実施済み				
	総括コメント	◆経営改善に係る計画の数値目標では、経常収支比率、入院診療単価は目標数値を達成。職員給与比率、病床利用率、外来診療単価は未達成となった。			5年間合計			
	新行革への引継ぎ状況等	◆『市立芦屋病院改革プラン』に基づき継続して改善を行う。						

(6)保育所の運営のあり方の検討 (7)幼稚園の運営のあり方の検討

所 管 課 (6)こども課 (7)教委管理課 学校教育課

取組の説明 ◇保育サービスの官民比率・役割分担、効率的な運営方策、認定こども園の検討等、保育サービスの運営のあり方について、検討を行う。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
6 ・ 7	19年度	◆H19年4月から認定子ども園市内連絡会を設置し、他市の認定子ども園を視察した。今後、保育所あり方関係調整会議で検討していく。	検討	—			B	
	20年度	◆保育所運営あり方調整会議を6回開催した。待機児童解消策を優先課題として協議し、保育所として新たな施設が必要であり、教育施設の活用について教育委員会と協議していくこととなった。今後は外部委員も含めた『保育所あり方検討委員会』で協議していく。	検討	検討				
	21年度	◆待機児童解消策などを優先課題として『芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会』を2回開催した。 【委員会での議題】 ○第1回目…保育所、幼稚園の現状の説明等 ○第2回目…現状を踏まえて検討課題の整理等	検討	検討				
	22年度	◆待機児童解消策などを優先課題として『芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会』を3回開催し、市長へ報告書として提出した。 ◆民生文教常任委員会 所管事務調査にて9月議会、12月議会、3月議会で報告 【委員会での議題】 ○第3回目…保育所、幼稚園の現状視察等 ○第4回目…報告書の骨子(案)作成等 ○第5回目…報告書(案)の作成 【最終報告】 ○H22年8月25日に委員長から市長へ報告書を提出した。	検討	実施				
	23年度	◆あり方検討委員会からの報告を受けて ○市立幼稚園3園で預かり保育を実施 ○保育所との職員交流、合同研修の実施、園児の交流などを実施 ○小学校敷地に私立保育園を誘致することについて、学校関係者、地域住民への説明会を開催したが、その後凍結となっている。	—	実施				
	総括コメント	◆待機児童解消に向けて取り組んでいくため、あり方検討委員会で提言を受けた『学校関係の施設の有効利用』『私立保育所の整備及び新設の検討』については、引き続き検討していく。 ◆今後、子ども子育て関連法に基づき、市としての子ども子育て支援事業計画を策定する中で、幼稚園のあり方についても引き続き検討していく。			5年間合計			
	新行革への引継ぎ状況等	◆別途項目で国の動向を見ながら引き続き検討する。【新行革項目】実施計画38：子ども・子育て新システムの導入に向けての検討						

S : 計画以上
A : 計画どおり
B : ほぼ計画どおり
C : 実施したが効果が低い
D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
E : 検討後実施見送り
F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
- : 効果額の算定が困難, 未定のもの
[単位: 千円]

4 民間活力の導入

指定管理者制度の導入

所 管 課 高年福祉課

対 象 施 設 ◇和風園にH20年度から指定管理者制度を導入する。

【実施状況等】

8	年度	内容	計 画 実 績 達 成 度	
			計 画	実 績
	19 年 度	◆ H20年度から指定管理者制度を導入した。	準備	実施
	20 年 度	◆ H19決算131,678千円-H20指定管理70,000千円 = [61,678千円]	実施	61,678
	21 年 度	◆ H19決算131,678千円-H21指定管理70,000千円 = [61,678千円]	-	61,678
	22 年 度	◆ H19決算131,678千円-H22指定管理72,000千円 = [59,678千円]	-	59,678
	23 年 度	◆ H19決算131,678千円-H23指定管理72,000千円 = [59,678千円]	-	59,678
	総 括 コ メ ン ト	◆ H20年度に指定管理者制度を導入後、計画どおりに推移できている。 ◆ 入所者へのサービスが向上したのか評価が難しい面があるが、人件費や光熱水費など、コスト削減について成果があった。 ◆ 今後は、措置者が少ない中（定員30人中、16人）、どのように施設の有効活用を図っていくか検討中である。	5 年 間 合 計	242,712
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 指定管理者制度を導入したので終了する。H24は選定替えを行うので、実績を踏まえてより良い選定を目指す。		

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

所 管 課 市民参画課

対 象 施 設 ◇あしや市民活動センター（H22年度指定管理）

【実施状況等】

9	年度	内容	計 画 実 績 達 成 度	
			計 画	実 績
	19 年 度	◆ H22年度の指定管理者制度への移行に向けNPOの活動を支援する。	委託	-
	20 年 度	◆ H22年度指定管理者制度の移行に向けNPOの活動を支援した。	◎	検討
	21 年 度	◆ H22年度から指定管理者制度に移行するため、特定非営利活動法人あしやNPOセンターを指定管理者に選定した。	◎	実施
	22 年 度	◆ 『芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例』及び『芦屋市市民参画協働推進計画』に基づき、H22年度～H26年度の指定期間であしや市民活動センターの管理運営を行い、中間支援としてNPO専門相談や市民側からの市民参画と協働の支援等を行った。	実施	実施済み
	23 年 度	◆ 4月から指定管理者制度導入		実施済み
	総 括 コ メ ン ト	◆ 計画どおり指定管理者制度へ移行した。専門相談や各種の事業で市民サービスの向上も図られた。	5 年 間 合 計	
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 指定管理者制度を導入したので終了する。導入実績を踏まえて次期選定に反映させる。		

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 -：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。					
所 管 課 福祉センター					
対 象 施 設 ◇芦屋市保健福祉センター					
【実施状況等】				計 画 実 績 達 成 度	
19年度	◆ 事業内容について詳細検討しながら指定管理者制度を検討する。			検討 ー	A
20年度	◆ 福祉センターの計画について地元と協議した。 ◆ 木口ひょうご地域振興財団及び関係課等と施設及び事業内容について協議した。今後は事業の細部を詰めていく。			検討 検討	
21年度	◆ 芦屋市保健福祉センターの運営方法、賃貸借契約等について財団法人木口ひょうご地域振興財団と協議して進めた。			検討 実施	
22年度	◆ 芦屋市保健福祉センターを7月に開設するとともに、木口財団をはじめ関係課等と施設及び事業の実施、調整を行った。			ー ◎	
23年度	◆ 福祉センター事業を実施するとともに、事業の検証を行い、随時見直しを行った。また、木口財団と協議、調整しながら必要に応じて、施設補修等を行った。			ー ◎	
総括コメント	◆ 民間活力の導入の観点から、木口財団と協議調整のもと保健福祉センターを開設した。ただし、オープンから数年は職員を配置し、全体のコーディネートをする必要がある。また、社会福祉協議会において事務の拡大ができるかどうかについても検討が必要である。			5年間合計	
9 新行革への引継ぎ状況等	◆ 複合施設であり、運営形態が違うので指定管理者制度の導入は難しいが、一定の業務は委託したので新行革項目には引き継がない。今後も委託の範囲は検討していく。				
所 管 課 障害福祉課					
対 象 施 設 ◇くすのきデイケアセンター					
【実施状況等】				計 画 実 績 達 成 度	
19年度	◆ 引き続き業務委託の範囲について検討する。			検討 ー	A
20年度	◆ 『みどり地域生活支援センター』と『くすのきのいえ』の事業について、委託法人の一体化を決定、また、施設の整備では、現在のみどり地域生活支援センターの建替を決定した。引き続き業務委託の範囲について検討する。			検討 検討	
21年度	◆ H21年4月から『くすのきのいえ』は、『みどり地域生活支援センター』の委託法人と一体化し、事業費も障害者自立支援法の生活介護事業に移行したため、歳入の確保が図られた。			ー 変更実施	
22年度	◆ 『くすのきのいえ』が移転する『みどり地域生活支援センター』の施設建替は3月に完成し、事業の一体化は計画通り完了した。			ー 実施	
23年度	◆ 事業一体化の下でより効果的に既存事業を実施するとともに、新規サービスとして短期入所を試行した。			ー 実施	
総括コメント	◆ 障害者自立支援法の生活介護事業に移行できたので、歳入の確保による事業の安定化が図られた。また、来年度からの利用希望者が増えており、潜在的なニーズに対応できるようになった。 ◆ 事業の実施についてはNPO法人に委託し、『くすのきのいえ』及び『みどり地域生活支援センター』の事業を一体化することにより、安定的・効果的な事業の実施を行った。 ◆ 今後も引き続きNPO法人の充実を図り、安定的・効果的な事業実施を図る。			5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆ 事業を一体化して委託できたため、次期項目には引き継がない。今後も安定的、効果的な事業を検討していく。				

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い

D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方, 官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。						
所 管 課 住宅課						
対 象 施 設 ◇ 公営住宅						
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度		
9	19 年 度	◆ H19年4月から使用料徴収について一部業務委託を実施した。指定管理者制度の導入に向け先進市の情報収集する。		検 討	-	A
	20 年 度	◆ H19年4月から使用料徴収について一部業務委託を実施した。指定管理者制度の導入に向け先進市の事例を情報収集した。		検 討	検 討	
	21 年 度	◆ 使用料徴収について業務委託を実施した。(H19年4月から実施) 指定管理者制度の導入に向け業務水準書や業務フローを検討した。		-	検 討	
	22 年 度	◆ 指定管理者制度導入に係る長所・短所を抽出し, 前年度に引き続き業務水準書及び業務フローの調査, 研究を行った。		-	検 討	
	23 年 度	◆ 住宅管理全般について指定管理者制度導入を決定し, 設管条例の改正を行った。		-	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 行革期間内での検討を終え, 指定管理者制度導入を決定した。		5 年 間 合 計		
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 指定管理制度の導入を決定した。H24に選定を行い, H25から指定管理者による運営を目指す。【新行革項目】実施計画14(1): 指定管理者制度導入 [公営住宅]				
所 管 課 環境課						
対 象 施 設 ◇ 霊園						
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度		
9	19 年 度	◆ 現在委託している維持管理業務(園内清掃, 案内業務等)に加えて霊園維持費徴収事務, 使用許可等の事務をH22年度からの指定管理者制度も含めて民間委託について検討する。		検 討	-	F
	20 年 度	◆ 現在委託している維持管理業務(園内清掃, 案内業務等)に加えて霊園維持費徴収事務, 使用許可等の事務をH22年度からの指定管理者制度も含めて民間委託について検討した。		検 討	検 討	
	21 年 度	◆ 施設設置後半世紀を経過し施設の劣化が著しいことから, 22年度に霊園修景等基本計画を策定し, 霊園施設の見直しを図り, 整備完了後に指定管理を検討することとした。		-	検 討	
	22 年 度	◆ 施設設置後半世紀を経過し施設の劣化が著しいことから, 霊園施設の全体的整備と将来的課題に対応するための霊園修景等基本計画を策定した。		-	検 討	
	23 年 度	◆ 霊園修景等基本計画に基づき霊園内整備基本計画(測量)を実施した。		-	検 討	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 霊園修景等基本計画に基づく整備完了後に指定管理制度の導入を検討することになるため, 行革効果は当分の間望めない。 ◆ 整備には多額の経費がかかることから, 終期の設定が課題となる。		5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 霊園修景等基本計画を策定することで, 運営のあり方を検討するため次期項目には引き継がない。					